

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）抄

最終改正:令和4年6月23日

退院・退所加算

(1) 病院もしくは介護保険施設等（以下「病院等」という）に入院（所）していた者が退院・退所（※6）し、居宅で居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する際に、次の①～③を行った場合、サービスの利用開始月に所定単位数を算定する。ただし、初回加算を算定する場合は、算定しない。

- ① 退院・退所にあたって病院等の職員と面談を行い、必要な情報の提供を受ける。
- ② 居宅サービス計画を作成する。
- ③ 居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行う。

(2) 本加算の算定区分は次の①～③により、入院（所）期間中1回（※7）のみ算定できる。また、面談は、ガイドライン等を遵守したうえでテレビ電話装置等を活用して行うことができる（利用者又はその家族が参加する場合は同意を得たうえで）。

- ① 退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ
病院等の職員からの情報収集を1回行っている場合に算定可能。
うち（Ⅰ）ロについては、カンファレンスの場合に限る。
- ② 退院・退所加算（Ⅱ）イ・ロ
 - a) 退院・退所加算（Ⅱ）イ
⇒ 病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合に算定可能。
 - b) 退院・退所加算（Ⅱ）ロ
⇒ 病院等の職員からの情報収集を2回行い、うち1回以上はカンファレンスによる場合に算定可能。
- ③ 退院・退所加算（Ⅲ）
⇒ 病院等の職員からの情報収集を3回以上行い、うち1回以上はカンファレンスによる場合に算定可能。

(※6) 退院・退所後に在宅・入所相互利用加算を算定する場合は、対象外。

(※7) 医師等からの要請により、退院に向けた調整を行うための面談に参加し、必要な情報を得た上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合を含む。

(3) その他の留意事項

- ① 上記（2）に定めるカンファレンスは以下のとおり。
 - a) 病院又は診療所
 - ・診療報酬の退院時共同指導料2の多機関共同指導加算の要件（※8）を満たすもの。退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。

- b) 地域密着型介護老人福祉施設
 - ・退所の際の入所者への援助及び居宅介護支援事業者への情報提供等（※9）を行うにあたり実施された場合の会議。退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。
 - ・ただし、従業者（※10）及び入所者又はその家族が参加するものに限る。
 - c) 介護老人福祉施設
 - ・退所の際の入所者への援助及び居宅介護支援事業者への情報提供等（※11）を行うにあたり実施された場合の会議。退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。
 - ・ただし、従業者（※12）及び入所者又はその家族が参加するものに限る。
 - d) 介護老人保健施設
 - ・退所の際の入所者への指導及び居宅介護支援事業者への情報提供等（※13）を行うにあたり実施された場合の会議。退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。
 - ・ただし、従業者（※14）及び入所者又はその家族が参加するものに限る。
 - e) 介護医療院
 - ・退所の際の入所者への指導及び居宅介護支援事業者への情報提供等（※15）を行うにあたり実施された場合の会議。退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。
 - ・ただし、従業者（※16）及び入所者又はその家族が参加するものに限る。
 - f) 介護療養型医療施設（平成35年度末まで）
 - ・退院の際の患者への指導及び居宅介護支援事業者への情報提供等（※17）を行うにあたり実施された場合の会議。退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。
 - ・ただし、従業者（※18）及び患者又はその家族が参加するものに限る。
- ② 次のいずれの場合も1回として算定
- a) 同一日に情報提供を複数回受けた場合
 - b) 同一日に複数回カンファレンスに参加した場合
- ③ 原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいが、退院後7日以内に情報を得た場合は算定する。
- ④ カンファレンスに参加した場合は、上記（1）において別途定める様式ではなく、次の事項を居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付する。
- a) カンファレンスの日時
 - b) 開催場所
 - c) 出席者
 - d) 内容の要点等
- (※8) 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件。具体的には、入院中の病院等の医師又は看護師が、患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の医師（若しくは看護師等）、保険医である歯科医

師（若しくはその指示を受けた歯科衛生士）、保険薬局の薬剤師、訪問看護ステーションの訪問看護師等（准看護師を除く）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員のうちいずれか3者以上と共同して指導を行うことが規定されている。

- (※9) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下b）において「基準」という）第134条第6・7項に基づき行われる援助及び情報提供等（運営基準「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の『入所者・退所者への対応』参照）
- (※10) 基準第131条第1項に地域密着型介護老人福祉施設に置くことが定められている従業者。
- (※11) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号。以下c）において「基準」という）第7条第6項及び第7項に基づき行われる援助及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等（運営基準「介護老人福祉施設」の『入退所』参照）。
- (※12) 基準第2条に指定介護老人福祉施設に置くことが定められている従業者。
- (※13) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第40号。以下d）において「基準」という）第8条第6項に基づき行われる指導及び情報提供等（運営基準「介護老人保健施設」の『入退所』参照）。
- (※14) 基準第2条に介護老人保健施設に置くことが定められている医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者。
- (※15) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年1月18日厚生労働省令第5号。以下e）において「基準」という）第12条第6項に基づき行われる指導及び情報提供等（運営基準「介護医療院」の『入退所』参照）
- (※16) 基準第4条に介護医療院に置くことが定められている医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者。
- (※17) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下f）において「基準」という）第9条第5項に基づき行われる指導及び情報提供等（運営基準「介護療養型医療施設」の『入所者・退所者への対応』参照）。
- (※18) 基準第2条に介護療養型医療施設に置くことが定められている従業者。